



# 職業性ストレスチェック

## ◆ ストレスチェックの実施

事業場で労働者が50名以上になると、会社としてやらなければならないことが増えてきます。  
 ストレスチェック制度は、2015年12月から50人以上の労働者がいる事業場の実施が義務化されています。  
 1年に1回実施し、労働基準監督署まで報告書を提出します。

## ◆ 専門医による診察

産業医、ストレスチェックにて結果、専門医の診療が必要となった場合、継続して診療を実施します。

### 【ストレスチェック】

一般ストレスチェック単独	嘱託医を受けている施設	嘱託医・産業医・健診 全て当院で実施の施設
1,000円	500円	250円

※ 産業医面談 1回 30分 15,000円

### 【専門医による診察】

精神科医師による診察 医師面談 16,500円 ※保険診療が適応になる場合有り